

合格体験記 私の司法試験合格法2024年合格 鈴木竣介

1 経歴

2019年 明治大学法学部入学

2020年 予備試験 第1回 受験（短答落ち） 宅地建物取引士資格試験合格

2021年 予備試験 第2回 受験（論文落ち 約2000位）

2022年 予備試験 第3回 受験（論文落ち 約900位）

2023年 慶応義塾大学法科大学院入学（既習コース）

2024年 予備試験合格（同年に司法試験合格）

2 法曹志望の動機

元々、親族に弁護士がいる、弁護士に過去お世話になったといった事情が無かったので、弁護士を大学入学時から目指していたわけではありませんでした。そのため、予備試験第1回目は、法学部に入ったため法律を深く学んでいきたいとの思いから、その足掛かりとして予備試験を受験するといったライトな気持ちでした。本格的に目指し始めたのは、第2回目からで、やはり明治大学法曹会や予備試験答案対策講座を通じて多くの弁護士の先生方からお話を頂く機会があり、それを通じて自身も弁護士という職業に就くイメージと意欲が湧いたためであったと思います。また、今までの努力を無駄にしたいくないという気持ちも大きかったです。

3 短答式の勉強方法

辰巳法律研究所の短答パーフェクト、若しくは肢別本いずれかで参考書としては充分であると思います。基本的にそれらを多く周回して知識の定着を図る方法が王道だと思います。私の場合は肢別本を用いていました。加えて、民法は条文を素読すること、憲法は判例百選を試験直前期に読み直すことをしていました。刑法は基本書を読んで刑法理論をも抑えつつ、判例の知識も増やしましょう。私のおすすめは、山口厚「刑法」です。

4 論文式の勉強方法

論文式は基本科目7科目に選択科目の計8科目です。そのため、まずは選択科目を選ぶ必要がありますが、私は点数の上下の振れ幅が少ない科目が良いと考え労働法を選択しました。労働法は王道に従い勉強することをおすすめします。具体的には、有名な参考書を読み、判例百選を用いて勉強した方が良いでしょう。私は参考書として、水町勇一郎「労働法」を用いていました。また、どの科目にも共通して言えますが過去問はやるに越したことはありません。特に、労働法は重要な論点を聞く傾向にあり、その司法試験で問いたい重要論点の数も比較的少ないと思われるため、過去問と出題趣旨が被るケースが少なくありません。

民法は、条文を重視して問題に臨むと良いと思います。私は、特に民法は条文の引用、要

件抽出を意識した答案作成を心掛けていました。要件事実の問題のように事実を摘示しきる必要は無いですが、答案で示した論点がどの要件の充足性判断のために検討しているのか、要件を全て充足した場合にどのような効果が生じるのか、抗弁・再抗弁事由となり得る答案上検討すべき事由の検討を怠っていないか、そのような観点で条文を大事にする勉強方法をおすすめします。基本書は潮見佳男「債権総論」や、佐久間毅「民法の基礎」などを用いていました。民法は、学部時代にやったような懐かしい問題が司法試験で問われる可能性があるため日々の学習で直面した問題一つ一つを大事にする勉強法をおすすめします。また、聞いたことのない論点を問われた場合も焦らずに関係していそうな条文を探しましょう。

商法は、請求権や、会社法上の制限を定める規定を中心に条文の体系を意識した勉強をすることをおすすめします。また、基本書は田中亘「会社法」や俗に紅白本と呼ばれる高橋先生らの書かれた「会社法」をおすすめします。判例百選は持っておいた方が良いでしょう。判例の知識や条文のつくりへの理解を前提に、司法試験の事案問題に答えるといった姿勢で勉強すれば合格水準に達することができると思っています。

民事訴訟法は、採点実感、問題の趣旨にも度々書かれるとおりに、基本的な原理原則への正しい理解をすることが求められます。そして、民事訴訟法は学者によって様々な見解が主張されており、どの見解を信じれば良いのか分かりにくく、本質的な原理原則の理解に至れないケースが多いと思うので、信頼できる先生に既判力や弁論主義、処分権主義などについて詳しく聞く、疑問に思ったことを質問するといったことを積極的に行うことをおすすめします。なお、司法試験の民事訴訟法において覚えた論証例をそのまま用いて単にあてはめすることは危険です。この事案でかかる論証を用いることができるのか、用いるべきなのかを意識した過去問への取り組みが司法試験対策として求められる科目であるように思えます。

刑事系科目は、最近では基本的な事項を理論的側面からも問うという姿勢が伺われるため、例えば刑法の「不法領得の意思」の存在意義や、「共犯」の理解（制限従属性説など）、刑事訴訟法の令状に基づく捜索の範囲についての学説の対立などのような部分にも意識した勉強をおすすめします。参考書として、刑法は井田先生らの書かれた「刑法事例演習教材」、古江先生の書かれた「事例演習刑事訴訟法」をおすすめします。橋爪隆「刑法総論の悩みどころ」、「刑法各論の悩みどころ」もやや発展的ですがおすすめです。

憲法は、判例百選は持っていた方が良いでしょう。また、人権ごとにどのようなアプローチで試みるかという類型的な指針のようなものは持っていないても良いかもしれません。しかしながら、憲法は具体的事案に沿って判例の理解を絡ませて多角的に検討するという解き方を問われているような気がしています。そうであれば、論証例を用意し本番で書き写すということは決してしてはいけません。また、違憲審査基準を形式的に適用する答案を批判する意見がありますが、具体的に細かく事案を広い、審査基準を定立して、事案の事実を適切にあてはめれば合格水準を下回ることは無いと思います。なお、目的手段審査を行う場合

は、自身の定立した審査基準に適合するようにあてはめを行うこと、手段の関連性審査のみならず、目的審査もしっかり行うことを意識して答案を作ると良いと思います。

行政法は、橋本先生らの書かれた「行政法解釈の技法」をおすすめします。また、行政法は、摘示された参照法令等を構造的に観察し、根拠となる条文の趣旨を分析的に論じることが重要となる科目であると考えています。そして、その対策のために重要なのは実務家教員に行政法の過去問の起案を見てもらうことだと思います。そのため、積極的に起案し、起案内容を先生などに確認してもらうことをおすすめします。また、主要判例の知識を前提とした問いが出されるため主要判例は細かく理解しましょう。法曹時報まで参照しても良いかもしれません。なお、行政法は幅広い知識を問うものではないことは度々採点実感等では言われているため、その点を意識した学習をおすすめします。

5 最後に

最後に伝えたいことは3点あります。

1点目は、アウトプットの機会を必ず確保すべきということです。アウトプットは合格のため極めて有効であると私は強く考えています。私が合格できたのも、明治大学法曹会の予備試験答案練習会や予備試験答案対策講座、ロースクールでは学習支援ゼミといったアウトプットの機会を多分に確保したことが一番の要因であると感じております。

2点目は、短答の勉強も踏まえて勉強する必要があるということです。特に予備試験でなくロースクールを通じて司法試験に挑戦する人の場合、ロースクールで短答を問われる機会があればともかく、基本的に短答対策を踏まえた学習を自分自身で意識的に行う必要があります。短答は足切りもあり結構な人数が足切りをくらいます(足切りされると論文は採点すらされません。ですから、次年度の論文対策の方針を定めることも難しくなるという問題も生じます)。基本的に周りでは辰巳法律研究所の短答パーフェクトを周回している人が多かったと記憶しています。

3点目は、自主ゼミのような人とコミュニケーションをする機会を設けることをおすすめします。特に、司法試験において、答案を起案し、基本書を読むことも重要ですが、人に伝えられるまでの知識を有しているか、人に伝えられるよう説明できるかの確認として特定の論点などにつき議論することも有益だと思います。また、勉強方法などで大多数の受験生と大きなズレが生じることを防ぐ効果もあります。コミュニケーションを通じ仲間からもたらされる情報は、どこかで役に立つと考えています。この合格体験記も何かしらお役に立てれば幸いです。